

原子力発第16133号
平成28年 7月 4日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇 人

「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について(内規)」を用いないことに関する国からの通知について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について(内規)」を用いないことに関して、平成28年6月27日付けで原子力規制委員会から、別添のとおり通知がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

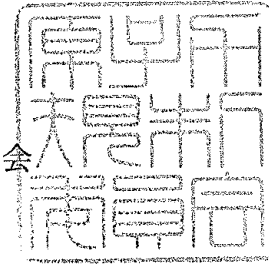
原規規発第 1606278 号

平成 28 年 6 月 27 日

四国電力株式会社

取締役社長 佐伯 勇人 殿

原子力規制委員会



「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について（内規）」を用いないことについて（通知）

「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について（内規）」（平成 21・04・13 原院第 3 号（平成 21 年 5 月 8 日原子力安全・保安院制定））を以後用いないことについて、原子力規制委員会は、別紙（NRA-Cc-16-001）のとおり、原子力事業者等に対し、通知することといたしました。

つきましては、貴社に対しても、別紙の内容についてお知らせします。

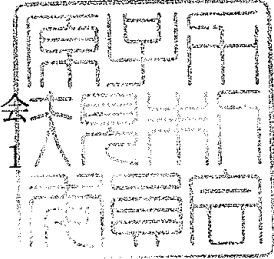
原規規発第 1606278 号

平成 28 年 6 月 27 日

「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について（内規）」を用いないことについて（通知）

原子力規制委員会

NRA-Cc-16-001



原子力規制委員会は、原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等の仕組みについて定めた「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について（内規）」（平成 21・04・13 原院第 3 号（平成 21 年 5 月 8 日原子力安全・保安院制定））を以後用いないこととする。

なお、これに伴い、「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組について」（平成 21・04・13 原院第 3 号（平成 21 年 5 月 8 日原子力安全・保安院制定））及び「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組について」（平成 22・11・22 原院第 4 号（平成 22 年 12 月 17 日原子力安全・保安院制定））は、その効力を失う。